



平成 27 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 藤井 隆徳
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 27 年 8 月 20 日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券 が上場されて いる金融商品 取引所等 |
|---------------|--------------|-------------|-------|-------|------------------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 豊田D&C 株式会社 | その他の 関係会社 | 38.35 | 0.00 | 38.35 | — |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

豊田D&C株式会社（以下、「D&C社」といいます。）は、当社の議決権の38.35%を直接保有するその他の関係会社に該当致します。また、当社の取締役6名のうち1名をD&C社から選任しております。

当社の子会社である㈱Interfaceは、D&C社との間で不動産に係る業務提携基本契約を締結しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

前連結会計年度（自 平成 26 年 5 月 21 日 至 平成 27 年 5 月 20 日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出 資金 (千円) | 事業の内容又は 職業 | 議決権等の所有（被所 有）割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科 目 | 期末残 高 (千 円) |
|---------------------|-----------------|--------------------|----------------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------|--------------|--------|----------------------|
| 法人主要株主及びそ 他の関係会社 | 豊田D&C㈱ (注) 2 | 東京 都 中央 区 | 82,000 | 建築・不動産 事業 | (被所有) 38.35 | 役員を受入 業務提携 | 増資の 割当 | 299,999 | — | — |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 前連結会計年度中に行った第三者割当増資によって、新たに関連当事者となりました。なお、取引金額は、関連当事者となった以降の取引について記載しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、D&C社から経営再建に対する理解を得て資金調達することにより、平成27年5月期決算において、債務超過を解消することができました。今後もD&C社との良好な関係の維持については、経営上の重要な事項と認識しておりますが、上場会社として、経営の透明性を高め、全ての株主の皆様から信頼を回復することが最も重要な課題であると考えております。

(1) 取締役会における経営の透明性の強化

D&C社より、取締役1名を受け入れておりますが、親会社等からの独立性を保ち、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会は、6名の取締役、3名の監査役（社外取締役3名及び社外監査役2名の内、計4名を独立役員として届出）で運営されており、重要な意思決定事項につきましては、決定の独立性を確保し、監査役会がその監査を行うことで、当社の少数株主の保護に努めております。

(2) 取引関係の透明性の強化

平成26年6月25日付でD&C社と当社子会社である㈱Interfaceとの間で業務提携基本契約を締結しております。現時点では、取引関係は発生しておりませんが、D&C社との取引は、関連当事者取引に該当致します。

当社グループでは、関連当事者との取引については、取引条件、発生経緯等から取引を行う合理性、取引条件の妥当性等を十分に検討した上で、コンプライアンス上問題がない場合のみ実行する方針としております。

また、関連当事者であるか否かに関わらず、重要な契約を行うに当たっては、新規取引時のチェックリスト、取引先チェックシートを用いて、取引に至った経緯等を明らかにしたうえで、取締役会において検討し、取引を実行するか否かを決定することとしており、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び社内規程等に基づき決定・処理を行う方針であります。

更に、関連当事者取引が発生する場合には、弁護士、会計監査人、税理士等の外部機関の見解を求め、取引の公平性を確保する方針であります。

上記を確実に実施することで、不透明な取引を排除できる体制を構築しております。

以上